

# オープンカウンタ方式参加心得書

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
契約担当役理事

## 1 趣旨

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）では、予定価格が一定の金額以下のものである場合に、予めホームページ等で調達の実施の公告を行い、広く事業者の方から見積書を提出していただき、見積価額が最低価額である事業者の方を契約相手方として決定する「オープンカウンタ方式（公開見積競争）」による契約手続の実施により、契約手続の公平性・透明性を高めるとともに、併せて官公需法等の趣旨を踏まえ、中小企業者の受注機会の増大を図ることを目的として次により実施する。

## 2 調達の対象範囲

オープンカウンタ方式による調達は、次表に該当する案件であって、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

調達の区分	予定価格
物品の製造（印刷製本を含む。）	250万円以下
物品等の購入	160万円以下
物品等の借上げ	80万円以下
その他（役務の提供等）	100万円以下

## 3 オープンカウンタ方式の参加資格

オープンカウンタ方式に参加し、見積書を提出できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- イ 見積書提出期限の日現在において、有効な各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）を有しており、契約担当役が定めた業種及び等級（A～D）の認定を受けていること。
- ロ オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。
- ハ 見積書提出期限の日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- ニ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程に従い、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約担当役が案件ごとに定める資格を有する者であること。

## 4 オープンカウンタ方式の公告

- (1) オープンカウンタ方式を実施しようとするときは、案件ごとにオープンカウンタ番

号を付して、次に掲げる事項をホームページ等に公告するものとする。

- ① オープンカウンタ番号及び調達件名
- ② 仕様書の設置場所及び交付方法
- ③ オープンカウンタ方式の競争参加資格
- ④ 仕様説明会の有無及び実施年月日
- ⑤ 見積書提出期限及び提出場所
- ⑥ 見積結果の開披日時及び場所
- ⑦ 契約書等提出の有無
- ⑧ 調達内容及び見積手続きに係る問い合わせ先

(2) 公告の期間は、原則として開庁日で10日間以上とする。

## 5 見積書の様式等

オープンカウンタ方式に使用する見積書は、オープンカウンタ方式に参加する者（以下「参加者」という）の自社の見積書（任意様式）によることとする。

なお、見積書には以下の事項を必ず記載すること。

- (1) オープンカウンタ番号
- (2) 調達件名
- (3) 金額（税抜金額）
- (4) 金額の内訳（見積書に記載できない場合は、別紙として添付）

## 6 見積書提出

参加者は、見積書を調達の公告に記載されている期限内に、指定する場所及び方法により、提出しなければならない。

なお、郵送による提出を認めた場合には、その都度定める手続により提出するものとする。

## 7 見積書の無効

見積書が次のいずれかに該当すると認められたときはこれを無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした見積
- ② 見積者の記名・押印、上記5（1）から（4）が欠けている見積
- ③ 金額を訂正した見積書による見積
- ④ 誤字、脱字等により、意思表示が不明確な見積
- ⑤ 見積参加者により条件が付された見積書による見積
- ⑥ 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合をしたと認められる者による見積
- ⑦ オープンカウンタ方式参加心得書を遵守しない者のした見積
- ⑧ 公告に記載されている期限内に見積書を提出しない者のした見積
- ⑨ 公告に記載されている場所・方法により提出しない者のした見積

## 8 仕様書の閲覧等

(1) 調達案件の内容、仕様書、見本等は、次の場所で閲覧に供する。

- イ 機構本部 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号  
高度職業能力開発促進センター1階「情報公開コーナー」
- ロ 施設 各施設の事務所の総務課又は経理課

(2) 参加者が仕様書等の閲覧をするときは、備え付けの箱等に名刺または書面（任意様式：①会社名 ②所属 ③氏名 ④電話番号 ⑤閲覧日 ⑥閲覧したオープンカウンタ番号を記載したもの）を投函すること。

(3) 電子メールによる仕様書等の送付を認めた場合には、その都度定める手続きにより請求するものとする。

## 9 質疑

仕様等に係る質疑は、次の部署で受け付けるものとする。

- イ 本部：経理部契約第二課 契約第一係  
電話 043-213-6435  
FAX 043-213-6473
- ロ 施設：各施設の事務所の総務課又は経理課

## 10 契約予定者の決定

見積の結果、参加者のした見積のうち、無効のものを除き、見積価格が予定価格の105分の100に相当する価格の範囲内で最低のものを契約予定者として決定する。

## 11 同価見積の処理

見積徴取の結果、予定価格の範囲内の見積であって、かつ最低価格が同価見積であったときは、公告に記載されている日時場所において当該見積参加者にくじを引かせ契約予定者を決定する。ただし、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。くじには、こよりを使用することとする。

## 12 再度見積

見積書徴取の結果、予定価格の範囲内の見積が無い場合は、再度見積書を徴取することができる。この場合においては、最低の価格をもって見積書を提出した参加者から順次見積を依頼し、見積価格が予定価格の105分の100に相当する価格の範囲内であったときには契約予定者として決定する。

## 13 参加者不在の取扱い

見積書の提出日時までに見積書の提出がない場合は、再公告（原則として1回を限度）を行うか、別途選定した者へ見積を依頼し、見積価格が予定価格の105分の100に相当する価格の範囲内で最低のものを契約予定者として決定する。

#### 1 4 見積結果の開披

見積の結果は、契約予定者に通知する。また、見積の結果については、後日、公告に記載されている場所で閲覧に供する。(閲覧期間は1年間)

#### 1 5 契約保証金

契約保証金は、免除する。

#### 1 6 契約書及び契約条項

(1) 契約書は、機構指定のものを使用するものとする。

ただし、機構が契約書の作成を省略できると判断した場合は、請書を作成する。また、機構が請書の作成も省略できると判断した場合は、請書についても省略することができるものとする。

(2) 支払は納入後、職員が検査を実施し検査に合格したことを確認した後、適法な支払請求書を受領した日から原則30日以内とする。

(3) 契約予定者は、決定の日から10日以内に、契約書等を提出しなければならない。ただし、(1)により省略した場合はこの限りでない。

(4) 契約書を締結する場合には、「談合等の不正行為に関する特約条項」を、個人の情報を取り扱う内容の調達である場合には「保有個人情報取扱注意事項」を併せて締結するものとする。

#### 1 7 契約資格の喪失

次のいずれかに該当すると認められる者を、その事実を知った日から2年間の範囲内で契約の相手方とせず、オープンカウンタ方式に参加させないことができるものとし、その通知は書面により行うものとする。

(1) 機構の役員又は職員に対する贈賄等、機構の業務に関し刑法その他の法令に定める罰則に触れる行為をした者

(2) 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にした者

(3) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(4) 契約予定者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(5) 契約に関する調査に当たり虚偽の申出をした者

(6) 正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかった者又は履行完了の見込みがないことが明らかになった者

(7) 契約の履行につき不正行為があった者

(8) 契約の履行に関し、故意に機構の職員の指揮監督に従わなかった者

(9) 契約事項に違反した者又は正当な理由なくして契約の履行を契約当初に定めた期限より著しく遅滞した者